

インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が実施され、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は、令和3年10月から開始されています。

1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み

2 説明会の日程

日 時	開 催 場 所	定 員	連 絡 先	対 象 者
令和4年6月21日(火) 14時30分～15時30分	鶴見税務署会議室 横浜市鶴見区鶴見中央 4-38-32	10名	鶴見税務署 法人課税第1部門 ☎045-521-7141(代表) (内線313)	免税事業者
令和4年6月24日(金) 13時30分～14時00分	公益社団法人 鶴見法人会会議室 横浜市鶴見区鶴見中央 4-36-1 ナイス第2ビル5階	10名	公益社団法人 鶴見法人会 ☎045-521-2531(代表)	主に 課税事業者
令和4年7月7日(木) 14時30分～15時30分	鶴見税務署会議室 横浜市鶴見区鶴見中央 4-38-32	各回 10名	鶴見税務署 法人課税第1部門 ☎045-521-7141(代表) (内線313)	主に 課税事業者
令和4年7月21日(木) 14時30分～15時30分	鶴見税務署会議室 横浜市鶴見区鶴見中央 4-38-32	各回 10名	鶴見税務署 個人課税第1部門 ☎045-521-7141(代表) (内線233)	免税事業者
令和4年7月25日(月) 13時30分～14時00分	公益社団法人 鶴見法人会会議室 横浜市鶴見区鶴見中央 4-36-1 ナイス第2ビル5階	10名	公益社団法人 鶴見法人会 ☎045-521-2531(代表)	主に 課税事業者
令和4年7月28日(木) 14時30分～15時30分	鶴見税務署会議室 横浜市鶴見区鶴見中央 4-38-32	各回 10名	鶴見税務署 個人課税第1部門 ☎045-521-7141(代表) (内線233)	免税事業者
令和4年8月4日(木) 14時30分～15時30分	鶴見税務署会議室 横浜市鶴見区鶴見中央 4-38-32	各回 10名	鶴見税務署 法人課税第1部門 ☎045-521-7141(代表) (内線313)	主に 課税事業者
令和4年8月23日(火) 14時30分～15時30分	鶴見税務署会議室 横浜市鶴見区鶴見中央 4-38-32	各回 10名	鶴見税務署 個人課税第1部門 ☎045-521-7141(代表) (内線233)	免税事業者
令和4年8月26日(金) 13時30分～14時00分	公益社団法人 鶴見法人会会議室 横浜市鶴見区鶴見中央 4-36-1 ナイス第2ビル5階	10名	公益社団法人 鶴見法人会 ☎045-521-2531(代表)	主に 課税事業者
令和4年8月30日(火) 14時30分～15時30分	鶴見税務署会議室 横浜市鶴見区鶴見中央 4-38-32	10名	鶴見税務署 個人課税第1部門 ☎045-521-7141(代表) (内線233)	免税事業者

3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。